

# 新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の概要

【鹿児島県健康増進課】

平成21年10月29日

## 1 接種の目的（実施要領 P1）

- ① 死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと
- ② そのために必要な医療を確保すること

## 2 接種の対象者（実施要領 P1～2）

ワクチン接種の目的に照らし、死亡者や重症化のリスクが高い者を優先する、又それらの死亡者重症化のリスクが高い者への治療に従事する者を優先する。

優先接種対象者は、次のとおりとする。

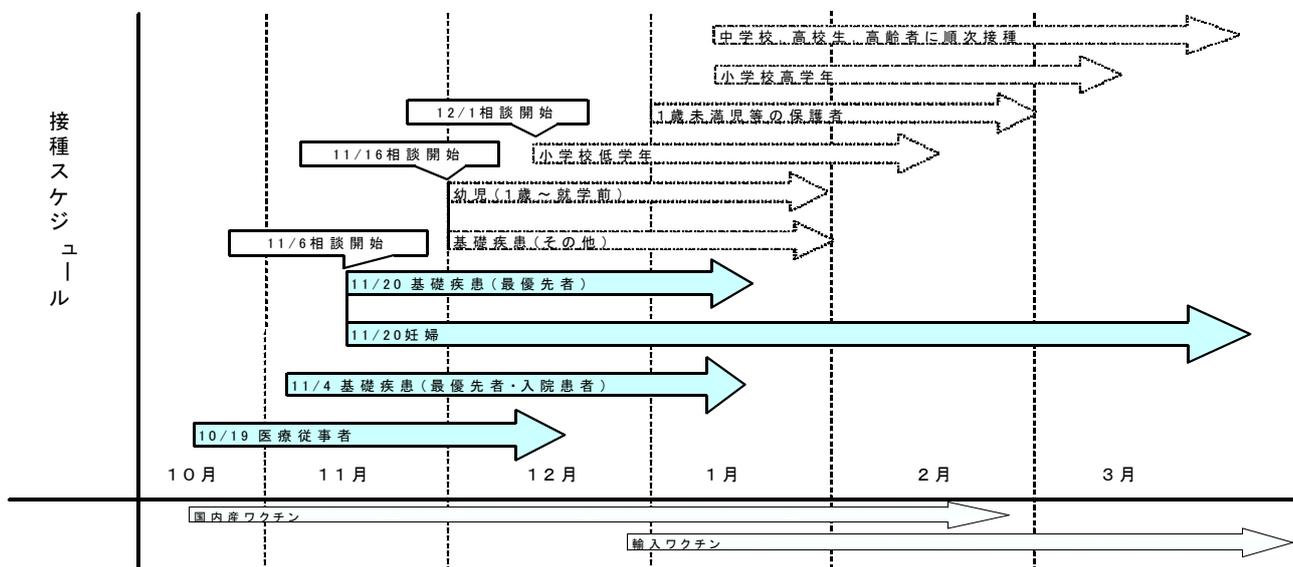
- ① インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む）
- ② 基礎疾患を有する者（実施要領の別紙1「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参照）
- ③ 妊婦
- ④ 1歳から小学校3年生に相当する年齢の者
- ⑤ 1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等
- ⑥ 小学校4年生～高校生に相当する年齢の者、65歳以上の者

## 3 接種対象者の確認（実施要領 P4）

- ① 受託医療機関は、接種前に優先接種対象者であることを所定の書類で確認する。
- ② 基礎疾患を有する者が予防接種を希望するものの、かかりつけ医療機関が予防接種を行わない場合は、かかりつけ医は「優先接種対象者証明書」（様式8）を交付する。
- ③ 上記②の証明書発行については、厚生労働省が日本医師会を通じて、接種者の負担等の事情を勘案し、無料での対応を依頼しており、御理解・御協力をお願いします。

## 4 接種のスケジュール（実施要領 P3～4）

※ 日時については下記のとおりですが、ワクチンの納入状況等を見ながら決定しますので、変更の都度公表する予定です。

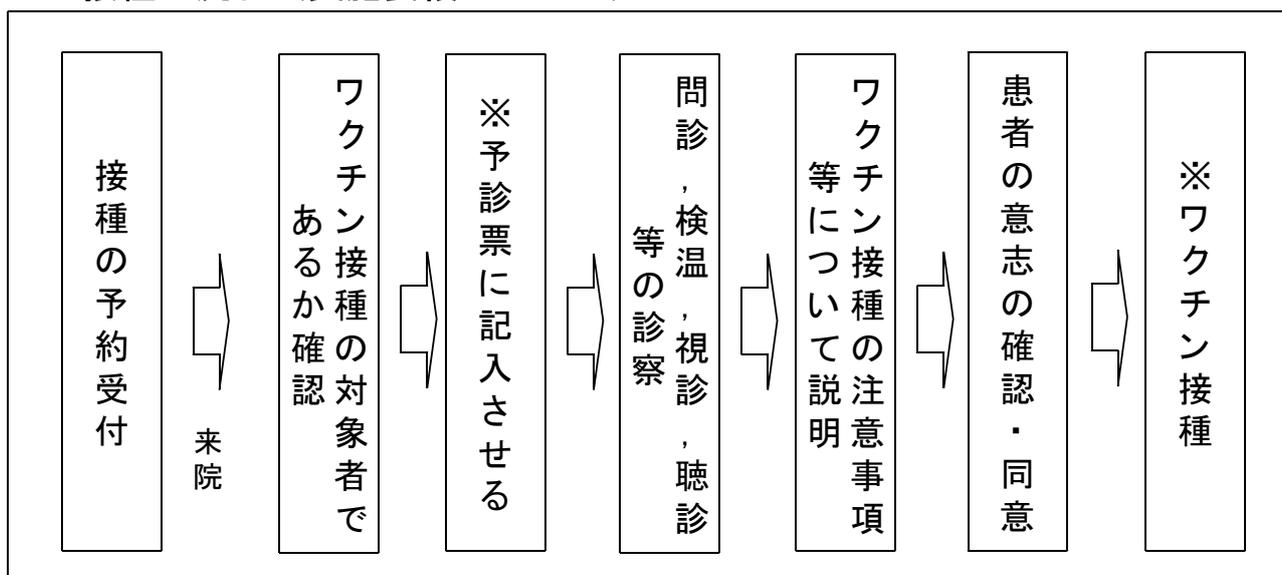


## 5 接種の予約に関する相談（実施要領 P4）

- ① 接種を行う場合は、原則予約制とする。
- ② 予約受付に当たっては、予約者に接種の順位やスケジュール等を説明する。
- ③ 接種に関する相談の開始日は、現時点では次のとおりでお願いします。

対 象	相談開始日	接種開始日
基礎疾患（最優先者のうち入院患者）	入院医療機関で判断	11月04日から
基礎疾患（優先者）と 妊婦	11月06日から	11月20日から
基礎疾患（その他）と 1歳から就学前の幼児	11月16日から	12月上旬予定
小学1年から3年生	12月01日から	12月中旬予定

## 6 接種の流れ（実施要領 P4～10）



- ① 予診票（様式2～4）は対象者毎に異なります。県ホームページから様式は入手するか、保健所又は市町村へ請求する（以後は様式をコピーして使用）。
- ② 接種後は、「新型インフルエンザ予防接種済証」（様式5）を被接種者に交付する。

## 7 副反応の報告（実施要領 P12）

予防接種後、国の基準に該当する副反応を診断した場合、速やかに報告書（様式7）を厚生労働省（フリーダイヤルFAX0120-510-355）に報告する。

## 8 接種費用の徴収（実施要領 P12）

- ① 本人又は保護者から実費を徴収する。

【同じ医療機関で2回接種した場合】1回目=3,600円, 2回目=2,550円  
【異なる医療機関で接種した場合】1, 2回目とも3,600円

- ② 生活保護世帯、非課税世帯等、市町村が公費負担をする場合は、減免される分の料金は徴収しない。詳細は、各市町村へ問い合わせること。

## 9 接種の実施状況報告（実施要領 P13）

- ① 予防接種の実施状況を、毎月管轄の市町村に報告する。
- ② 毎月分を翌月10日（土、日、祝日にあたる場合は、その翌平日）までに、「新型インフルエンザワクチン接種者数報告書（医療機関用）」（様式8）を提出する。